

平成 18 年 5 月 17 日

各 位

本社所在地 東京都千代田区有楽町一丁目 2 番 2 号
会 社 名 ガンホー・オンライン・エンターテイメント株式会社
代 表 者 代表取締役社長 森下 一喜
(コード番号：3765 大阪証券取引所ヘラクレス市場)
問 合 せ 先 取締役経営企画本部長 松阪 洋
(TEL：03-5511-1400 (代表))

内部統制システムの整備に関する基本方針について

当社は、平成18年5月17日の取締役会において、内部統制システムの整備に関する基本方針について、下記のとおり決定しましたのでお知らせいたします。

記

取締役・使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

コンプライアンスの責任者であるチーフ・コンプライアンス・オフィサー（CCO）を選任するとともに、各本部にコンプライアンス担当者を任命しております。役職員がコンプライアンス上の問題を発見した場合には、所属部署及び他部署のコンプライアンス担当者だけでなく、直接 CCO に報告・相談することも可能といたしました。報告・相談を受けた CCO は内容を調査し、その結果コンプライアンス違反行為が確認され協議の上懲罰すべきと判断した場合には、懲戒委員会を設置し審議することとしております。また、CCO への報告・相談を補完するため、役職員からの報告・相談を受け付ける社外弁護士を窓口とするホットラインを設置しております。

取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

情報セキュリティ活動を主導するため、チーフ・インフォメーション・セキュリティ・オフィサー（CISO）を選任し、CISO を長とする情報セキュリティ委員会を設置しております。

主な情報セキュリティ対策としては、個人情報保護法に準拠した形で個人情報の管理体制や教育、監査の実施等を定めた規程類の整備、見直しを行っており、今後は会社全体の情報資産の重要度に応じた分類、保存の期間や方法、事故に対する措置等を定めた「情報管理規程」なども策定し、役職員に対する周知、教育を行ってまいります。

損失の危険の管理に関する規程その他の体制

損失の危険の管理については、対応する規則・規程を作成、整備するとともに、必要に応じてガイドラインの制定、研修の実施、マニュアルの作成・配布等を行うものいたします。

危険の予防並びに発生時の対応を含む危機管理活動を主導するため、チーフ・クライシス・マネージメント・オフィサー（CCMO）を選任し、CCMO を長とする危機管理委員会を設置して参ります。

また、上記危機管理活動の実施状況については、内部監査課による内部監査にてリスク管理状況の監査を行ない、結果を社長、担当取締役および監査役に報告することといたします。

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

効率的な運営体制を確保するため、「業務分掌および職務権限に関する規程」にて、各部門の業務遂行に必要な職務の範囲および権限と責任を明確にするとともに、「取締役会規程」「経営会議規程」「稟議規程」等の機関決定に関する規程を定め、決裁権限を明確にしております。

当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社基本思想、理念の共有を図り、ガバナンス体制とコンプライアンスの強化に関する事項を規定する、「ガンホー・オンライン・エンターテイメント憲章」を定めます。

コンプライアンスを推進するための責任者であるチーフ・コンプライアンス・オフィサー（CCO）を選任しております。

当社の子会社に対し、当社の役員または職員を取締役または監査役として配置する事で、当該子会社の業務の適正な執行を確保する体制を執っております。

監査役の職務を補助すべき使用人

必要に応じ監査役の職務を補助する専属の使用人である補助者の配置、若しくは内部監査部門と協議の上、個別の監査項目について内部監査部門の役職員をして補助者に選任する事が出来るものとします。

補助者の監査業務に関する指揮・命令は監査役が行うものとし、専属の補助者の人事異動・人事評価・懲戒処分若しくは個別に補助者に選任した内部監査部門の役職員の当該業務に関する人事評価・懲戒処分は監査役の同意を得なければならないものとします。

監査役への報告体制

取締役および使用人は、監査役に対して、次の事項を報告します。

1. 当社グループに関する重要事項
2. 会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事項
3. 法令・定款違反事項
4. コンプライアンス体制の運用およびホットライン通報状況
5. 内部監査の監査結果
6. 監査役会から各本部長に配布する監査計画に記載する監査事項
7. 上記のほか、監査役がその職務遂行上報告を受ける必要があると判断した事項

その他監査役会の監査が実効的に行われる事を確保するための体制

代表取締役と定期的に意見交換会を開催します。また、監査役が必要と認めた場合、取締役および使用人にヒヤリングを実施する機会を設けております。更に、監査法人や重要な子会社の取締役、監査役との定期的な会合を設け情報交換を行うなど連携を図っていくとともに、可能な限り常勤監査役は当社の「経営会議」、本部長からなる「執行会議」等重要な会議に出席することとしております。

以上